

医療法人社団真療会 野田病院における院内感染対策のための指針

第1 院内感染対策のための指針の目的

野田病院において患者の安全を確保するために、院内感染の発生を未然に防ぎ、またひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは職員の義務である。野田病院では、本指針により院内感染の予防・再発防止策並びに発生時の適切な対応などの体制を確立することにより、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

第2 院内感染対策に関する基本的な考え方

野田病院における院内感染の防止に留意し、院内感染発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療施設にとって重要である。したがって職員一同がより良い医療の提供のために感染対策に努め、教育を継続していく必要がある。このため野田病院では感染対策のための指針に即した感染対策マニュアルを整備し、必要な感染対策を遂行するための感染対策委員会ならびに感染防止対策部門を組織し、協力してこれにあたるものとする。

第3 院内感染対策のための委員会・組織に関する基本的事項

「院内感染対策のための指針」を実践し、かつ、患者および来院者、医療従事者の感染からの保護、医療従事者の感染に対する知識と技術の向上を目的として、病院長のもとに感染対策委員会を設け、院内感染対策を円滑に運営するために感染防止対策部門を設置する。

① 感染対策委員会（ICC）

病院長を感染対策委員長とし、院内感染防止体制の整備を行う。毎月1回定期的な会議を開催し、病院長の指示の下に委員会活動を行う。ただし、必要に応じて臨時に開催する。

② 感染防止対策部門

院内感染防止対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善点を講じるなど、院内感染防止対策活動の中核的な役割を担う。感染防止対策部門は、部門長を病院長とし、診療部門、看護部門、薬剤部門、臨床検査部門の感染防止担当者により構成し、その中から院内感染管理者を置く。

③ 感染対策チーム（ICT）

感染防止に関する日常業務を実行するために、感染防止対策部門に感染対策チーム（ICT）を設置する。ICTメンバーは感染管理に精通した医師、看護師、薬剤師、検査技師等から構成される。

④ 感染防止対策部会

ICTの下部組織に感染防止対策部会を設置し、ICC、ICTの方針に基づき、各部署での具体的且つ実践的な感染対策を実施する。

感染対策委員会と感染防止対策部門とが連携し、院内感染対策に努める。

第4 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

個々の職員の院内感染対策に対する意識、確実に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るため医療に係わる院内感染対策のための基本的な考え方及び具体的方策について、職員に対し以下のとおり研修を行う。

- ① 職員研修は全職員対象で、年2回以上とし、また必要に応じて開催する。
- ② 新規採用職員には感染対策の初期研修を行う。
- ③ 院外の感染対策に関わる講習会や学会・研究会等の開催情報を職員に告知し、参加希望者の参加やフィードバックを支援する。
- ④ 研修実施内容や参加状況は記録・保管を行う。

第5 院内感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生予防および蔓延防止を図るため、病院における感染症の発生状況などを、週1回毎に「感染情報レポート」として病院職員に周知するほか、必要に応じてリアルタイムな情報の共有に努める。また、ICC、ICT および感染防止対策部会メンバーが各部署において情報伝達を行う。感染防止対策部門は、適宜 ICT ニュースを発行し、必要な情報の周知に努める。

第6 院内感染発生時の対応に関する基本方針

各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクまたは異常発生をいち早く特定し、迅速な対応が実施されるよう、適切な情報管理を行う。アウトブレイクまたは異常発生時はその状況を病院長に報告し、病院長は、感染対策委員会を臨時に招集し対応方針を決定するとともに、感染防止部門に必要な対応を指示するなど、速やかに感染経路の遮断および拡大防止対策を講じる。

感染症法上、報告が義務付けられている感染症患者が発生した場合には、速やかに保健所へ届出を行う。

第7 感染対策に関する地域連携の取り組み

感染防止対策加算1を届け出た医療機関との連携のため、年4回以上の合同カンファレンスを実施する。このカンファレンスは各医療機関における薬剤耐性菌等の検出状況、感染症患者の発生状況、抗菌薬の使用状況、院内感染対策の実施状況等の情報共有および意見交換を目的とする。

アウトブレイク発生時には、助言者として連携病院および保健所に対応協力を求める。

第8 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、感染対策マニュアルより全職員が閲覧できる

本指針は、正面玄関横に配置しているファイル、掲示および病院ホームページにて一般に公開する

第9 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策マニュアルは、文書ファイルを各部署に配布し閲覧できるようにする。マニュアルは最新の知見を取り入れ、適宜見直しを行う。職員は感染対策マニュアルに記載された感染対策を実施し、感染予防策の遵守に努める。

職員は、職種に関わらず医療従事者としての自覚に基づき、自らが感染源とならないよう定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、日頃から自己の健康管理を十分に行う。

職員は、病院が推奨する予防接種（B型肝炎、麻疹、風疹、インフルエンザ等）に積極的に参加する。

感染対策の質の向上をはかるため、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に参加する。

附則 この指針は2009年1月1日から施行する。

改訂 2011年9月6日

改訂 2012年9月1日

改訂 2015年9月1日

改訂 2016年11月1日

改定 2017年10月1日